

議員提出議案第 4 号

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に厳重に抗議する意見書

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

提出者	瑞穂町議会議員	大坪国広
	〃	齋藤成宏
賛成者	〃	谷四男美
	〃	近藤浩

（提案理由）

政府は集団的自衛権の行使を容認する憲法の解釈変更を閣議決定した。これは立憲主義を無視した閣議決定であり、当然ながら多くの国民の支持を得ていない。厳重に抗議し、直ちに撤回を求めるため、本案を提出する。

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に嚴重に抗議する意見書

7月1日、政府は集団的自衛権の行使を容認する憲法の解釈変更を閣議決定した。「集団的自衛権」とは、日本は攻撃されていなくても、アメリカなどと一緒に海外で武力を行使することである。戦争放棄をうたい、武力を行使することも、戦力を持つことも禁止した憲法9条違反であることは明らかである。

歴代政権は「現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止される」との憲法解釈を行い、国会での半世紀以上の議論を通じて定着・確定してきたものである。この憲法解釈を180度大転換し「海外で戦争する国」へ、国民の声にも耳を傾けず、国会でのまともな審議もなしに、一内閣の閣議決定で強行するなど、憲法破壊というべき暴挙であり、絶対に許されない。

多くの国民は、専守防衛原則の自衛力を着実に整備して、国民の生命・財産、領土・領海を守ることこそ重要であると考えている。今回の集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定では将来、拡大解釈に対する歯止めが利かなくなり、従来の専守防衛を逸脱するものと危惧せざるをえない。

よって、今回の立憲主義を無視した閣議決定は断じて容認できるものではなく、直ちに撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

官房長官

外務大臣

防衛大臣兼安全保障法制担当

宛